第8回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年8月3日(水) 開会 午後13時30分 閉会 午後14時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	口 扫	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博文	0
4	西山	哲	欠	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省 子	0	1 6	μп	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者 _	5番	内海 敏光	
	20番	極口忠 次郎	
	/ 11 🗥	VER 1 1 21 3/V EU	

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久 保 克 明
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案	第35号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案	第36号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案	第37号	農地法第3条の申請について	(6件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について		
議案	第38号	(利用権設定 通年	1	5件)
		(農地中間管理事業		1件)
議案	第39号	農用地利用配分計画の承認について	(1件)
議案	第40号	農地法施行規則第17条の適用について	(1件)

8. 報告事項

報告	第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告	第18号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こ	んにちは。	
	(挨拶)		
議長	それでは、ただ	いまより第8回農業委員会会議を開会しま	す。
	本日の欠席者は	1名で、4番西山委員が欠席となっており	ます。
	次に、議事録署	名人の御依頼を申し上げます。	
	今回は5番 内	海委員、20番 橋口委員です。	
	事務局で作成す	る議事録が完成次第御署名をお願いします	0
	本日の議案数は	、6つです。	
	議案第35号	農地法第5条の申請について	3件
	議案第36号	農地法第4条の申請について	2件
	議案第37号	農地法第3条の申請について	6件
	議案第38号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促送	進事
	業]について	利用権設定 通年 1	5件
		中間管理事業	1件
	議案第39号	農用地利用配分計画の承認について	1件
	議案第40号	農地法施行規則第17条の適用について	1件
	また、報告事項	は、2つです。	
	報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	
			3件
	報告第18号	農地の形質変更届出について	1件
	となっておりま	きす。	
議長	それでは、議事	に入ります。	
	議案第35号	農地法第5条の申請について	
	事務局から説明	をお願いします。	
事務局	議案第35号	農地法第5条の申請3件について御説明し	ます。

議案の1ページ、35番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、5ページになります。

申請地は、波多津町筒井地区です。

借受人が、鶏舎を建設するための申請です。

農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。

続きまして、議案の1ページ、36番になります。

図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、平面図が9ページになります。

申請地は、松島地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、37番になります。

図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画

図が12ページになります。 申請地は、大川町長野地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。 農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていな い小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の 他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま す。 議案第35号農地法第5条の申請は以上3件です。 議長 それでは、農地法第5条35番について担当委員から説明をお願 いします。 担当委員 図面にあります通り、民家から遠く離れた山の中にあります。3 年前造成をされて、一棟鶏舎を作られていますが、その横に埋め 立てをして2棟増設される計画です。私も現地を見に行きました けれど、非常に山奥で、4 t 車が入る道かなと思えましたけれど、 なんとか補修して現在入っておりますとの事でした。区長や生産 組合長と会い話をしましたけれど、現在も飼育されていますが、 全く問題ないとの事で、私も押印いたしました。ご審議お願いし ます。 35番について、御意見、御質問はございませんか。 議長

議長	<なし>
	続きまして、36番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は○○郵便局の道路を挟んだ前になります。私の所には不動
	産が見えられまして、一般住宅を建設したいとの事でした。市街
	化しているところで、全く問題ないところでありますので、ご審
	議よろしくおねがいします。
議長	36番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	それでは、続きまして、37番について担当委員から説明をお願
	いします。
担当委員	申請地は、○○駅の近くにありまして、西は線路がありまして、
	東に道路がありまして、その道路の並びに譲渡人の宅地がありま
	して、その〇〇さんが一般住宅を建てる計画になっております。
	特に問題ないようなので、押印いたしました。ご審議お願いしま
	す。
議長	37番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第35号 農地法第5条の申請3件に
	ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ
	進達します。
	続きまして、議案第36号 農地法第4条の申請2件について事
	務局から説明をお願いします。
事務局	議案第36号 農地法第4条の申請2件について御説明します。
	議案の2ページ、14番になります。
	図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画

事務局

図が15ページになります。

申請地は、大坪町下古賀地区です。

申請人が、宅地を拡張のための申請です。

申請人が既に宅地を拡張し、駐車場及び庭として利用していたことについて、始末書が添付されています。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、16番になります。

図面は、案内図が19ページ、字図が20ページになります。

申請地は、大川内町吉田地区です。

申請人が、植林するための申請です。

申請人が既に植林していたことについて、始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま

事務局	す。
	議案第36号 農地法第4条の申請については以上2件です。
議長	それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	宅地拡張についてであります。既に宅地拡張されており、農地転
	用の手続きがなされていなかったことから、転用指導を行ったも
	のです。申請者からの始末書もついておりますし、特に問題ない
	ところでございますのでご審議よろしくお願いします。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	それでは、16番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	植林の申請になります。申請人が転用申請をしていなかったとの
	事で見えられまして、現地はすでに山になっております。周辺も
	山でございまして、特に問題ないところでございます。始末書も
	添付されておりますので、ご審議の程をよろしくお願いします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第36号農地法第4条の申請2件につい
	て承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達
	します。
	続きまして、議案第37号農地法第3条の申請について事務局か
	ら説明をお願いします。
事務局	議案第37号農地法第3条の申請6件について説明します。
	議案は3~4ページになります。
	55番から60番まで申請事由や経営状況等を掲げております。

事務局

全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

補足の説明をさせて頂きます。55番の和解調書による単独申請については、以前、概要説明をさせていただきましたが、その後ですね、和解調書は成立している、譲受人は3条の要件を満たしているとの形で判断しています。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の3~4ページ を見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願い します。

<なし>

無いようですので、議案第37号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。

続きまして、議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化 促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局から お願いします。

事務局

議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の 利用権設定の通年15件について、御説明します。

議案の5~6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧 ください。

今回は借受人が12名、貸付人が14名で、面積は、田が28,160

事務局

 m^2 、畑が 5,543 m^2 です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは 明細書に記載しているとおりです。申出書を $7\sim1$ 4ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通 年については以上15件です。

議長

議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

無いようですので、議案第38号農用地利用集積計画[農業経営 基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件については申出 のとおりに決定します。

続きまして、議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化 促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いしま す。

事務局

議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の 農地中間管理事業について御説明いたします。

議案は15ページになります。

農地中間管理事業を活用するための、農業公社へ貸付の利用権設 定となっています。

農用地利用集積計画書を15ページに掲げております。

今回は貸付人が1名、面積は、田が6,689 ㎡となっています。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を16ページに掲げております。

中間管理事業については、以上1件です

議長

議案第38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の 農地中間管理事業について1件について、御意見、御質問はござ いませんか。

くなし>

無いようですので、38号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおりに決定します。

続きまして、議案第39号農用地利用配分計画の承認について事 務局から説明をお願いします。

事務局

議案第39号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。

議案は17~18ページになります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出するとなっております。

先ほど、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることになっております。詳細は、18ページとなります。 農用地利用配分計画の承認については以上です。

議長

議案第39号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質 間はございませんか。

<なし>

無いようですので、議案第39号農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。

続きまして、議案第40号農地法施行規則第17条の適用につい

議長 ての説明を事務局からお願いします。 事務局 議案第40号農地法施行規則第17条の適用について御説明しま す。 議案は19ページになります。 こちらは農地売買を行うための下限面積の別段の面積を定めるか 否かという案件でございます。こちらは農地法の改正によりまし て、現在、法では原則5反以上、50a以上の農地を持っている 人が農地の取得ができるということになっておりますが、毎年農 業委員会のほうでその下限面積について定めることができるとい うことになっておりますので、そちらを平成28年度分というこ とで御検討いただくものでございます。その分で今回の事務局か らの提案でございますが、下限面積の別段の面積の設定につきま しては議案の19ページの左側に掲げておりますとおり、現行の 下限面積50aの変更は行わないということで御提案をさせてい ただきたいと思います。その理由といたしましては、農地法の施 行規則にございます判断基準に照らし合わせてみたところ同条第 一項の部分で、別段の面積を設定するときは設定した別段の面積 を満たさない農家数が全農家数の4割以上でなければならないと なっておりますが、7月現在の農地台帳の管内農家のうち、経営 面積が50a以上の農家数が全農家数の約6割で、50a未満の農 家が約4割となっています。4割を下回らない数値でなければな らないということでございますので、それに合致をしているとい うところでございます。 また第二項のほうですが、遊休農地の割合がどのくらいあるのか

というところの検討でございます。やはり遊休農地が多いところ

については基準を緩和してでも農地の集積化に努めなければなら

_	,
事務局	ないのではないかというような考え方によるものではございます
	が、その分の検討をしたところ平成27年度の利用状況調査の結
	果管内の遊休農地の率は全体として0.51%と低い現状である
	ということで、この分についても必ずしも今現在、全体として下
	げる、緩和するまでにはないのではないかと事務局のほうでは考
	えました。以上、二つの検討結果から現行の50aの下限面積に
	つきまして、「変更は行わない」という方針で、今回提案をさせて
	いただいているところでございます。御審議をよろしくお願いい
	たします。
議長	議案第40号農地法施行規則第17条の適用について、御意見、
	御質問はございませんか。
7番委員	他市町村の状況がどうなのか。また、今後農業の姿が変わる中で、
	例えば、集約的な施設などは、実際50aの農地は必要ないんで
	すね。2反程あれば良いのですが、そういう人達が取り組めない
	状況を生みだしませんか。
事務局	他市の状況ですが、下限面積を設けているのは、佐賀市の富士町
	で荒れているところですが、30aだったと思いますが下げられ
	ていたと思います。もう1ヵ所あったと思いますが、その他の市
	町で50aを下げているところはないと思います。次に集約的な
	農業をされる場合ですが。例えば高収益性の高い、集約的な農業。
	例えば施設キュウリの取り組むなどの場合は、例外的規定があり
	ますので、そちらで必要な農地取得が可能だと思います。
7番委員	確認ですが。例外規定に該当するなら、それ以上、不必要な農地
	の取得はしなくても大丈夫だということですね。
事務局	そういうことになります。

議長	他にございませんか。
	(なし)
	無いようですので、第40号農地法施行規則第17条の適用につ
	いて、議案のとおり承認をいただきました。
	それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして
	報告事項に移ります。
	 報告第17号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局
	から報告をお願いします。
事務局	報告第3号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明
	します。
	議案は20ページを御覧ください。
	35番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	 解約後は別の方に売却される予定で3条申請を上程しておりま
	す。
	36番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しておりま
	す。
	 37番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は転用される予定で5条申請を上程しております。
	ガナルア区(4年)日 C C O 木中明で上仕してやりより。
	 報告第17号については以上3件です。
->/- I	
議長	報告第3号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質
	問はございませんか。

事務局	<なし>
	無いようですので、続きまして報告第18号農地の形質変更届出
	について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第18号農地の形質変更届について御説明します。
	議案の21ページの8番になります。
	図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、平面図、断面
	図が23ページになります。
	申請地は脇田地区です。
	中間地は腸田地区です。 申請地は周囲の水田との段差がなく、排水不良で作物が育たない
	ため嵩上げをして利用するための届出です。
	報告第18号については以上1件です。
議長	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
	・ 中の日に立されましたが、 巨ノ空いたのでして日にまた立され
担当委員 	一度2月に来られましたが、長く空いたのでと5月にまた来られ
	ました。宅地に隣接した農地でありまして、生産組合長、区長の
	印鑑もありまして、私も問題ないと判断しました。
 議長	 報告第18号農地の形質変更届について御質問はございません
时以	報日第10万辰地の沙真変文曲に ラグ・で呼真向はことでよどが
	//・。 <なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第8回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>